

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富加町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.6%
全職員	49.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	95.9%
本庁係長相当職	91.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	70.5%
31～35年	133.4%
26～30年	87.9%
21～25年	93.6%
16～20年	100.8%
11～15年	83.2%
6～10年	99.0%
1～5年	135.9%

【説明欄】

男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。また、本庁課長補佐相当職に富加町の参事級、課長級が、本庁係長相当職に課長補佐級、係長級が相当する。短時間勤務をしている女性の会計年度任用職員が、全職員の約2分の1を占めており、全職員の給与の差異に表れている。扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93.9%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。